

ココナビこおりやま実施要綱

制定	平成 27 年 10 月 13 日
改正	令和 3 年 6 月 9 日
	令和 4 年 11 月 1 日
	令和 5 年 3 月 20 日
	令和 5 年 12 月 1 日
	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民提案制度実施要綱（平成 17 年 9 月 26 日制定）第 2 条第 3 号に規定する専用のウェブアプリケーション（以下「アプリ」という。）を利用した市民等からの情報の提供及びその処理の方法に関し、市民提案制度実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この要綱に規定するアプリを利用した市民等からの情報提供及びその処理の方法の通称は、ココナビこおりやまとする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン等 スマートフォン、タブレット及びパソコンをいう。
- (2) 投稿 市民等がスマートフォン等からアプリを利用して行う情報提供等をいう。
- (3) コメント 投稿に対し、関係部局等が応答することをいう。

(対象となる情報)

第 3 条 アプリを利用して行うことができる情報提供等は、道路の損傷、防犯灯の故障等別表のカテゴリの欄のいずれかに分類することができるもの（以下「課題等」という。）とする。

(使用するアプリ)

第 4 条 アプリは、郡山市公式 L I N E（以下「L I N E」という。）を使用するものとする。

(投稿の受付等)

第 5 条 投稿は、アプリに記録されたときに、本市に到達したものとみなす。

- 2 投稿は、到達したときから起算して最初の日（到達が午前 0 時から午前 8 時 30 分までの場合は、当該到達した日とし、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条の休日を除く。）の 8 時 30 分に、受け付けたものとみなす。
- 3 投稿の受理及び処理は、別表カテゴリの欄に掲げる区分に応じ、同表対応部局等の欄に掲げる部局等（以下「対応部局等」という。）が行う。
- 4 投稿を受理した部局等は、前項の規定により受理した投稿の内容が他部局の所管するものである場合は、当該投稿を、当該内容を所管する部局へ転送するものとする。

5 国道、県道等の課題等市の管理外に係る投稿については、対応部局又は広聴広報課が、当該投稿に係る事務を所管する関係機関に対応を依頼するものとする。

(投稿の処理)

第6条 対応部局等は、必要に応じ現地調査を行い、速やかに投稿への対応方針を決定するものとする。

2 対応部局は、広聴広報課が地理情報システム（統合型 GIS）に連携した投稿データを確認し、速やかに補修、改善等の対応状況等を入力するものとする。

3 対応状況の入力の際には、必要に応じ、写真を追加するものとする。

(不適切投稿)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる投稿は、不適切投稿として必要な措置を講ずるものとする。

(1) 個人又は団体が特定できるもの

(2) 営利的、政治的又は宗教的性格のもの

(3) 市民同士の民事係争に関わるもの

(4) 公序良俗に関わるもの

(5) 誹謗中傷に関わるもの

(6) その他公開にふさわしくないと関係部局長が判断したもの

2 広聴広報課及び関係部局は、前項各号に定める不適切投稿のうち、写真やコメントを加工又は削除することにより不適切投稿に該当しなくなると認められる投稿を受理したときは、ただちに当該写真やコメントを加工又は削除するものとする。

(管理体制)

第8条 投稿の管理は広聴広報課が行う。

2 アプリに関する調整は広聴広報課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広聴広報課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

カテゴリー	対応部局等
道路	建設構想部
河川	建設構想部
公園	都市構想部
防犯灯	市民部
ごみ	環境部
公共施設	広聴広報課